

定例委員会会議録

委員長	本橋	正壽
委員	浅沼	敏幸
委員	中村	映子
委員	岩崎	典子

- 1 日時 令和5年12月1日(金) 午前10時00分
- 2 場所 選挙管理委員会室
- 3 出席者 委員4名、事務局長、係長3名、書記2名
- 4 議案 (1) 在外選挙人名簿の登録について
(2) 選挙人名簿の登録および抹消について
(3) 公職選挙法等改正要望事項の調査・研究について
- 5 報告 (1) 東京都知事選挙及び東京都議会議員補欠選挙
(江東区選挙区など8選挙区)の選挙期日等の決定について
- 6 その他 (1) 日程について
(2) その他

午前 10 時 00 分、本橋委員長開会を宣す。

【議案】

(1) 在外選挙人名簿の登録について

選挙係長より、在外選挙人名簿に関して、出国時申請の 1 人を新たに登録するとの説明があり、可決された。総登録者数は 1,077 人。

(質疑・応答)

特になし。

(2) 選挙人名簿の登録および抹消について

選挙係長より、公職選挙法第 22 条の規定により、令和 5 年 12 月 1 日現在において 9,369 人の定時登録を行うこと、公職選挙法第 28 条の規定により、死亡・国籍喪失・失踪者を 173 人、4 か月経過者を 2,003 人、在外移転者を 1 人、誤載者を 0 人、総計 2,177 人の抹消を行うと説明があり、可決された。

令和 5 年 12 月 1 日現在の選挙人名簿登録者数は 619,921 人となる。

(質疑・応答)

特になし。

(3) 公職選挙法等改正要望事項の調査・研究について

庶務係長より、全国市区選挙管理委員会連合会東京支部長から依頼のあった、公職選挙法等改正要望事項の調査・研究について説明があった。杉並区からは①から④、豊島区から⑤の要望が提出されている。内容は以下のとおり。

①手話通訳者及び要約筆記者について、「選挙運動に従事する者」には含めず、「労務者」として扱われるようにしてほしい。

②手話通訳者及び要約筆記者に対する費用について選挙公営（公費負担）の対象としてほしい。

③街頭演説の場で手話の映像や文字情報等が利用できるようにしてほしい。

④街頭演説においての拡声機の法定の一そろいのほかに、別に手話通訳者及び要約筆記者に声を届ける拡声機の使用を認めてほしい。

⑤告示日から選挙期日までの日数について、公職選挙法第 33 条第 5 項第 4 号における「指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては少なくとも七日前に」の「七日前」の部分を「九日前」に変更してほしい。また、期日前投票期間について、公職選挙法第 48 条の 2 における、「当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から」の「公示又は告示があつた日の翌日」の部分を「公示又は告示があつた日の翌日又は翌々日」に変更してほしい。

これらの要望について調査研究の上、事務局案をまとめ、次回の委員会で諮る。

（質疑・応答）

委員：今年度の要望で手話通訳関係に関しての内容が多いのは、関連団体からの要望によるものか。

事務局：お見込みのとおりである。

委員：手話通訳者等が「労務者」への扱いに変更になるとどのような影響があるのか。

事務局：変更により、従事の際の単価が安くなる。現状は 15,000 円、労務者となると 10,000 円となる。法改正の際、手話通訳者等を「選挙運動に従事する者」として位置づけた背景を考慮すると、現状のままの扱いの方が合理性があると考

える。要望理由にある「単純に業務に雇われている者として第三者に認識されること」に重きを置くのであれば、選挙運動用自動車の運転手と同様に公費負担の対象とし、選挙運動員としての届出を必要としないこととするのも一案である。

委員：公費負担の対象とした場合、選挙管理委員会が人材を確保することを担保しなくてはいけないのではないかと。

事務局：人材は各候補者が確保することとなるが、絶対数の不足により人材を確保できない場面も想定される。選挙運動の公平性に欠けるのではないかとという指摘も懸念され、直ちに公費負担の対象とすることが適切かどうかは疑問がある。

委員：街頭演説時にインターネット等で動画を配信（同時配信も含む）することが可能であるはずだが、その際に文字情報を添えればよいのではないかと。

事務局：その動画の視聴者側が、自身のインターネットツール（AI文字起こし等）を利用して、文字情報を取得することもできるので、そもそも改正せずとも解決できる方法もあると考える。

委員：日数変更の要望に関するもので、期日前投票において選挙公報の未配付についての問い合わせはあるのか。

事務局：実際にそのような問い合わせはある。選挙公報は立候補の届出後に印刷を行うため、公・告示日の翌日以降の発送になる。期日前投票の前半の間、選人に届かない事態はある。

【報告】

(1) 東京都知事選挙及び東京都議会議員補欠選挙（江東区選挙区など8選挙区）の選挙期日等の決定について

庶務係長より、東京都選挙管理委員会委員長より令和5年11月29日付けで通知のあった、東京都知事選挙及び東京都議会議員補欠選挙（江東区選挙区など8選挙区）の選挙期日等の決定についての説明があった。

選挙期日は令和6年7月7日（日）、告示日は東京都知事選挙が令和6年6月20日（木）、東京都議会議員補欠選挙が令和6年6月28日（金）、開票は即日開票となった。

（質疑・応答）

委員：練馬区においても都知事選挙にあわせて都議会議員補欠選挙が発生する可能性はあるのか。

事務局：東京都知事選挙の告示日（令和6年6月20日（木））までに、練馬区選出の都議会議員1名以上の欠員が生じた場合、便乗選挙というかたちで都議会議員補欠選挙も行われる。

【その他】

(1) 日程について

今後のスケジュールについて、委員会日程予定表で確認した。

次回は、12月11日（月）午前10時00分から定例委員会を開催する。

(2) その他

委員：令和五年第四回定例会にて、選挙管理委員会事務局が答弁予定の一般質問は現時点においてあるか。
